

日向市DX・生産性向上等 設備導入事業補助金

本補助金は、市内中小企業及び小規模企業の従業員の賃上げ促進を目的として、
売上拡大や生産性向上のための多様な省力化投資に要する経費の一部を補助します。

対象者

- 1 本市に事務所又は事業所を有する企業等であり、個人にあっては代表者が本市に居住していること
- 2 みなし大企業でないこと
- 3 日向市内において、5年間以上にわたって事業活動を行う意思があること
- 4 申請日及び実績報告日時点において、事業場内最低賃金の額が宮崎県の地域別最低賃金の額以上であること
- 5 実績報告日時点において、常時使用する従業員の人数が当該申請日時点と比較して減少していないこと
- 6 申請日時点において、次に掲げる事業計画を有していること
 - ・補助年度の翌会計年度において、生産性の向上又は売上げの拡大に係る具体的な目標を記載した事業計画
 - ・実績報告日時点において、事業場内最低賃金の額を申請日時点の事業場内最低賃金の額と比較して5パーセント以上引き上げる事業計画
- 7 反社会的勢力に該当しないこと
- 8 市税等の滞納がないこと

補助対象事業

- 1 業務改善に取り組む事業
- 2 新製品又は新サービスの開発する事業
- 3 売上高の増加、販路の拡大又は生産性の向上に取り組む事業
- 4 その他市長が補助対象事業と認める事業

補助対象経費

- 1 製品等の購入費、運搬費、設置費、電気工事費、給排水工事費その他導入に直接要する経費であること
- 2 製品等が日向市内に導入されること
- 3 製品等の1件当たりの取得価格が、税抜きで10万円以上であること

次に掲げる経費は、補助対象経費としない

- ・建物建築費(電気工事費及び給排水工事費を除く)
- ・土地の購入に要する経費
- ・消費税及び地方消費税に相当する額
- ・証拠書類等により支払額を確認することができない経費
- ・補助対象事業との関係が不明確であると市長が認める経費

補助率

補助対象経費の **3分の2以内**

補助上限額

1,000万円 (1万円未満切り捨て)

本市に本社又は本店を有しない法人は、

補助上限額 500万円

公募期間

令和8年 **7月3日**(金) から 令和8年 **7月31日**(金) 午後4時30分まで ※期限厳守

公募申請

公募要領を確認の上、公募期限までに電子メールにてご提出ください。



提出先アドレス: syoushou@hyugacity.jp

※公募要領や様式は市ホームページをご確認ください。

日向市ホームページ



問合せ先

日向市商工港湾課中小企業振興係

☎ 0982-66-1025

✉ syoushou@hyugacity.jp